

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月14日

【四半期会計期間】 第68期第1四半期(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】 株式会社妙徳

【英訳名】 Myotoku Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊 勢 幸 治

【本店の所在の場所】 東京都大田区下丸子二丁目6番18号

【電話番号】 03(3759)1491

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 泉 陽 一

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区下丸子二丁目6番18号

【電話番号】 03(3759)1491

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 泉 陽 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第67期 第1四半期 連結累計期間	第68期 第1四半期 連結累計期間	第67期
	自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日	自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日
売上高 (千円)	587,260	671,402	2,614,520
経常利益 (千円)	99,987	115,687	460,742
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	69,191	84,642	302,983
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	85,824	54,687	420,265
純資産額 (千円)	3,876,157	4,253,937	4,195,824
総資産額 (千円)	4,281,516	4,744,666	4,833,133
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	9.46	11.40	41.37
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	9.44	11.25	41.14
自己資本比率 (%)	90.0	89.2	86.4

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の分析

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、米国、欧州を中心に景気の緩やかな回復が続き、中国を始めとするアジア諸国においても各種政策効果もあり、企業の収益改善も顕著に推移しました。日本経済においては、企業収益の改善を背景として設備投資は持ち直し、人手不足に伴う省人化、自動化設備への投資も増加基調となりました。しかしながら、世界の主要国を中心とした貿易摩擦の懸念もあり、一部先行き不透明な状況であります。

このような環境下、当社グループは、顧客ニーズに応える新製品開発と市場投入を行うとともに、基礎研究を強化する取組みを行いました。販売面においては堅調な需要に応えるべく、販売体制の強化を実施し、売上拡大に取り組んでまいりました。生産面においては、引き続き生産性向上の為に社内システムの改善や生産設備の改善に取組み、製品原価率の低減、顧客満足度向上の為に短納期生産体制の構築などに取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、連結売上高は671,402千円（前年同期比114.3%）、連結経常利益は115,687千円（前年同期比115.7%）親会社株主に帰属する四半期純利益は84,642千円（前年同期比122.3%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

電子部品業界の旺盛な需要を背景に、関連装置設備の増産及びメンテナンス需要が伸び、販売は堅調に推移いたしました。このような環境下、半導体製造装置業界、自動車関連設備業界、食品関連業界へ各業界向け製品の積極的な新製品投入と拡販活動を進めるとともに、産業用ロボットの需要拡大に対応する製品開発を推し進めました。この結果、売上高は454,190千円（前年同期比110.0%）となりました。営業利益については、80,571千円（前年同期比99.7%）となりました。

韓国

半導体製造装置業界や液晶パネル製造装置業界、太陽光設備関連業界、一般自動機械設備関連等への拡販活動を積極的に実施しました。その結果、売上高は136,450千円（前年同期比132.2%）となりました。営業利益については、22,159千円（前年同期比147.0%）となりました。

中国

スマートフォン関連設備及び車載向け電子部品業界へ注力し、深セン地区及び内陸地域への営業力を強化し、拡販活動に取り組みましたが、売上高は40,781千円（前年同期比93.6%）となりました。営業利益については、8,012千円（前年同期比150.9%）となりました。

その他

タイ国では、自動車関連設備への拡販活動を推進するとともに、東南アジア市場での新規販売店及び新規顧客開拓を推し進めました。また、米国子会社においても新規顧客開拓と、在庫拡充による納期対応力の強化を行いました。この結果、売上高は39,979千円（前年同期比144.7%）となりました。営業利益については、3,581千円（前年同期は2,174千円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

当第1四半期連結会計期間末において、流動資産は前連結会計年度末に比べ52,411千円減少し、2,408,455千円となりました。これは主として、現金及び預金が125,398千円、繰延税金資産が24,142千円減少したのに対し、原材料が45,050千円、受取手形及び売掛金が40,234千円増加したことによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ36,055千円減少し、2,336,210千円となりました。これは主として、有形固定資産が21,117千円、投資有価証券が8,656千円減少したことによります。

この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べ88,467千円減少し、4,744,666千円となりました。

負債

流動負債は、前連結会計年度末に比べ147,281千円減少し、298,973千円となりました。これは主として、支払手形及び買掛金が12,029千円増加したのに対し、未払法人税等が93,851千円、賞与引当金が48,729千円減少したことによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ700千円増加し、191,755千円となりました。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ146,580千円減少し、490,728千円となりました。

純資産

純資産は、前連結会計年度末に比べ58,113千円増加し、4,253,937千円となりました。これは主として親会社株主に帰属する四半期純利益が84,642千円増加したのに対し、剰余金の配当の支払により44,238千円減少したことによります。

その結果、自己資本比率は89.2%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は27,446千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000
計	33,000,000

(注) 平成30年3月23日開催の第67期定時株主総会において、株式併合(当社普通株式について5株を1株に併合)が承認可決されました。これにより、株式併合の効力発生日(平成30年7月1日)をもって、発行可能株式総数が3,300万株から660万株に変更となります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,285,000	8,285,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数1,000株
計	8,285,000	8,285,000		

(注) 1 平成30年3月23日開催の第67期定時株主総会において、株式併合(当社普通株式について5株を1株に併合)が承認可決されました。これにより、株式併合の効力発生日(平成30年7月1日)をもって、発行済株式総数が1,657,000株となります。

2 平成30年3月23日開催の第67期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されました。これにより、株式併合の効力発生日(平成30年7月1日)をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となります。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成30年1月15日
新株予約権の数(個)	780 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の数(株)	780,000 (注) 2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初1株あたり555 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	平成30年2月2日～ 平成32年2月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 7
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使は できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の事前 承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
2 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

- (a) 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式780,000株、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、割当株式数)という。)は1,000株とする。ただし、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (b) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。ただし、修正後行使価額が本新株予約権の下限行使価額を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (c) 行使価額の修正頻度：行使の際に上記(b)項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (d) 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、当初333円である。ただし、注5「新株予約権の行使時の払込金額」欄(c)項による調整を受ける。
- (e) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式780,000株(当事業年度末現在の発行済株式総数に対する割合は9.41%)、割当株式数は1,000株とする。
- (f) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：262,628,340円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (g) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、注6「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)
- (h) 株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- 3 新株予約権の目的となる普通株式の内容は、「(1)株式の総数等」発行済株式」の内容と同一である。

4 新株予約権の目的となる株式の数

- (a) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式780,000株とする。ただし、下記(b)項ないし(d)項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (b) 当社が注5「新株予約権の行使時の払込金額」欄(c)項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注5「新株予約権の行使時の払込金額」欄(c)項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (c) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由にかかる注5「新株予約権の行使時の払込金額」欄(c)項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (d) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の予約権者に通知する。ただし、注5「新株予約権の行使時の払込金額」欄(c)項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

5 新株予約権の行使時の払込金額

- (a) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初555円とする。ただし、行使価額は下記(b)項又は(c)項に従い修正又は調整される。
- (b) 行使価額の修正
- (1) 行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に下記(c)項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が下限行使価額である333円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は下記(c)項に従い調整される。

(c) 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に下記第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用する日については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(下記第(3)号 に定義する。下記第(4)号 を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号 に定義する。))が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本 において「取得価額等」という。))の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。))が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。))における時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。))から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第(2)号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、本欄第2項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

6 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (a) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり3,703円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

- (b) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり3,703円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

7 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- 8 権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの内容
当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当先に行わせません。
また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うものとします。
割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。
当社は、割当先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成30年7月30日までの間、本新株予約権が存する限り、割当先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行いません。
発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
ストックオプションプランに基づき、当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。
- 9 提出者の株券の売買について割当先との間の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 10 提出者の株券の貸借に関する事項について割当先との取決めの内容
該当事項はありません。
- 11 その他投資者の保護を図るための必要な事項
割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の事前の承認を要するものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第1四半期会計期間 (平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	94
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	94,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	432.4
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	40,647
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	94
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(数)	94,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	432.4
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	40,647

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年1月1日～ 平成30年3月31日		8,285,000		748,125		944,675

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 911,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,363,000	7,363	
単元未満株式	普通株式 11,000		
発行済株式総数	8,285,000		
総株主の議決権		7,363	

(注) 「単元未満株式」には、当社保有の自己株式949株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社妙徳	東京都大田区下丸子二丁目 6番18号	911,000		911,000	11.00
計		911,000		911,000	11.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成30年1月1日から平成30年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年1月1日から平成30年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,231,364	1,105,966
受取手形及び売掛金	2 382,988	2 423,222
電子記録債権	2 291,964	2 279,472
製品	194,934	223,077
仕掛品	118,133	118,415
原材料	149,019	194,069
繰延税金資産	60,723	36,581
その他	32,235	28,348
貸倒引当金	496	698
流動資産合計	2,460,867	2,408,455
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,446,862	1,431,514
減価償却累計額	721,420	728,909
建物及び構築物(純額)	725,442	702,605
機械装置及び運搬具	942,175	942,766
減価償却累計額	686,747	695,189
機械装置及び運搬具(純額)	255,428	247,576
土地	719,703	712,695
その他	654,438	681,383
減価償却累計額	559,286	569,652
その他(純額)	95,152	111,730
有形固定資産合計	1,795,726	1,774,608
無形固定資産	123,965	119,848
投資その他の資産		
投資有価証券	364,019	355,363
繰延税金資産	3,120	3,471
その他	3 85,434	3 82,918
投資その他の資産合計	452,574	441,753
固定資産合計	2,372,266	2,336,210
資産合計	4,833,133	4,744,666

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	61,068	73,098
未払法人税等	109,754	15,903
賞与引当金	79,967	31,237
役員賞与引当金	19,158	4,113
その他	176,306	174,620
流動負債合計	446,255	298,973
固定負債		
退職給付に係る負債	131,967	136,213
繰延税金負債	42,755	39,551
その他	16,330	15,990
固定負債合計	191,054	191,755
負債合計	637,309	490,728
純資産の部		
株主資本		
資本金	748,125	748,125
資本剰余金	952,627	972,422
利益剰余金	2,489,949	2,530,353
自己株式	216,812	189,322
株主資本合計	3,973,888	4,061,578
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	141,516	134,366
為替換算調整勘定	58,985	35,297
その他の包括利益累計額合計	200,501	169,664
新株予約権	4,606	5,885
非支配株主持分	16,827	16,809
純資産合計	4,195,824	4,253,937
負債純資産合計	4,833,133	4,744,666

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
売上高	587,260	671,402
売上原価	246,115	308,758
売上総利益	341,145	362,643
販売費及び一般管理費	242,146	248,318
営業利益	98,998	114,325
営業外収益		
受取利息	367	1,116
受取地代家賃	2,291	3,042
その他	299	491
営業外収益合計	2,959	4,649
営業外費用		
売上割引	107	44
為替差損	123	382
減価償却費	1,464	2,403
その他	274	457
営業外費用合計	1,970	3,287
経常利益	99,987	115,687
特別利益		
固定資産売却益	757	3,304
新株予約権戻入益	274	
特別利益合計	1,031	3,304
特別損失		
固定資産除却損		0
特別損失合計		0
税金等調整前四半期純利益	101,019	118,992
法人税、住民税及び事業税	21,036	9,746
法人税等調整額	9,332	23,480
法人税等合計	30,369	33,227
四半期純利益	70,649	85,764
非支配株主に帰属する四半期純利益	1,458	1,122
親会社株主に帰属する四半期純利益	69,191	84,642

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
四半期純利益	70,649	85,764
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9,228	7,149
為替換算調整勘定	5,947	23,927
その他の包括利益合計	15,175	31,077
四半期包括利益	85,824	54,687
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	84,282	53,805
非支配株主に係る四半期包括利益	1,542	882

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日至平成30年3月31日)		
単元株式数の変更及び及び株式併合		
<p>当社は平成30年3月23日開催の第67期定時株主総会において、平成30年7月1日を効力発生日とする単元株式数の変更(1,000株を100株に変更)及び株式併合(5株を1株に併合)が承認可決されました。これにより、当社の発行済株式総数は8,285,000株から1,657,000株に変更となります。</p> <p>なお、当該株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。</p>		
	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	47.32円	57.02円
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	47.21円	56.27円

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	6,633千円	4,813千円

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
受取手形	5,241千円	5,621千円
電子記録債権	2,938 "	5,159 "

3 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
破産更生債権等	12,298千円	12,298千円

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

当第1四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額の総額	1,050,000千円	1,050,000千円
借入実行残高	"	"
差引額	1,050,000千円	1,050,000千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産及び投資その他資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)
減価償却費	42,189千円	44,303千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月24日 定時株主総会	普通株式	29,241	4.00	平成28年12月31日	平成29年3月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年3月23日 定時株主総会	普通株式	44,238	6.00	平成29年12月31日	平成30年3月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成29年1月1日至平成29年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	日本	韓国	中国	計		
売上高						
外部顧客への売上高	412,890	103,192	43,547	559,630	27,630	587,260
セグメント間の内部売上高 又は振替高	84,715	12,933		97,648		97,648
計	497,606	116,126	43,547	657,279	27,630	684,909
セグメント利益	80,792	15,071	5,308	101,173	2,174	98,998

(注)「その他」の区分には、報告セグメントに含まれない所在地セグメントであり、「タイ」及び「米国」であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	101,173
「その他」の区分の利益	2,174
セグメント間取引消去	
四半期連結損益計算書の営業利益	98,998

当第1四半期連結累計期間(自平成30年1月1日至平成30年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	日本	韓国	中国	計		
売上高						
外部顧客への売上高	454,190	136,450	40,781	631,422	39,979	671,402
セグメント間の内部売上高 又は振替高	98,187	43,163		141,351		141,351
計	552,378	179,614	40,781	772,773	39,979	812,753
セグメント利益	80,571	22,159	8,012	110,743	3,581	114,325

(注)「その他」の区分には、報告セグメントに含まれない所在地セグメントであり、「タイ」及び「米国」であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	110,743
「その他」の区分の利益	3,581
セグメント間取引消去	
四半期連結損益計算書の営業利益	114,325

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	9円46銭	11円40銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	69,191	84,642
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	69,191	84,642
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,310	7,422
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	9円44銭	11円25銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(千株)	17	98
新株予約権方式によるストック・オプション (新株予約権)(千株)	(17)	(98)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの 概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月8日

株式会社妙徳
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 島 幹 也 印

指定社員
業務執行役員 公認会計士 山 田 嗣 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社妙徳の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年1月1日から平成30年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年1月1日から平成30年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社妙徳及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。